

令和8年8月から高額療養費制度が見直されます

●お問い合わせ 地域共生支援課 ☎0973-76-3821

高額療養費制度とは

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

新たに年間の上限額が新設されました

月ごとの自己負担額が積み上がっても、年間(※)の上限額に達した後は、それ以上の医療費については、保険者から還付を受けることが出来ます。

※年間とは8月から翌年7月までの期間を指します。

▶年間上限額の新設により、以下の方は医療費負担が軽くなる場合があります。

- ・これまで「多数回該当」に該当しなかった方
- ・見直しにより「多数回該当」の対象から外れる方
- ・現在、毎月高額療養費を利用している方
- ・極めて高額な医療を受けた方

▶ほかにも負担を軽減する仕組みがあります。

- ・多数回該当
直近12か月以内に3回以上、上限額に達した場合、4回目から上限額が下がります。
- ・外来特例(70歳以上で現役並み所得者以外の方)
外来診療だけの月の上限額があります。さらに、年間の上限額が設定され、月ごとの自己負担額が積み上がっても、上限額に達した後は、還付を受けることができます。

高額療養費制度の上限額(令和8年8月から令和9年7月まで)

高額療養費制度の見直しは令和8年度と令和9年度の2段階にわけて実施します。

下の表は令和8年8月から令和9年7月までの内容です。令和9年8月以降の見直しについては、厚生労働省ウェブサイトをご参照ください。

適用区分		入院+外来【月額上限】 (世帯ごと)(多数回該当)	入院+外来【年間上限】 (世帯ごと)	外来(個人ごと) ※70歳以上のみ
70歳未満	70歳以上			
区分ア	現役並みⅢ	270,300円+(医療費-901,000円)×1% 【4回目以降140,100円】	1,680,000円	—
区分イ	現役並みⅡ	179,100円+医療費-597,000円)×1% 【4回目以降93,000円】	1,110,000円	—
区分ウ	現役並みⅠ	85,800円+(医療費-286,000円)×1% 【4回目以降44,400円】	530,000円	—
区分エ	一般Ⅰ・Ⅱ	61,500円 【4回目以降44,400円(※1)】	530,000円(※2)	月額上限 22,000円 (年間上限 21.6万円)
区分オ	—	36,900円 【4回目以降24,600円】	290,000円	—
—	住民税 非課税世帯Ⅱ	25,700円 【4回目以降24,600円】	290,000円	月額上限 11,000円 (年間上限 9.6万円)
—	住民税 非課税世帯Ⅰ	15,700円	180,000円	月額上限 8,000円

(※1) 年収約200万円未満の方は、令和9年8月以降、多数回該当の金額が引き下がる。
(44,400円→34,500円)

(※2) 年収約200万円未満であることが確認できた方は、年間上限41万円を適用し、
令和9年8月以降に償還払い。

厚生労働省WEBサイト▶



還付金詐欺にご注意！

●お問い合わせ

地域共生支援課 ☎0973-76-3821

大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771

一不審な電話・訪問にご注意ください一

全国各地で、還付金詐欺が発生しています。厚生労働省、日本年金機構、市町村、広域連合等の職員を装い、「年金の払い戻しがある」「医療費の戻りがある」といった言葉で高齢者が通帳やキャッシュカード等をだまし取られたり、ATMに誘導されて口座から現金を引き出されたりする被害が発生しています。

九重町では「特殊詐欺等被害防止機能付き電話機等購入補助」を行っています。

まちの事業紹介▶
【住まい・生活（12ページ）】



一不審な電話・訪問があったら一

不審に思われた時には、すぐに地域共生支援課または後期高齢者医療広域連合までご連絡をお願いします。

健康相談・栄養相談・歯科口腔相談・ご長寿健康相談の実施について

●お問い合わせ

地域共生支援課 ☎0973-76-3821

大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771

後期高齢者医療広域連合では、被保険者に健康相談、栄養相談、歯科口腔相談、ご長寿健康相談を行っています。健康相談員として保健師・看護師・管理栄養士・言語聴覚士・歯科衛生士がご自宅を訪問し、健康管理や日常生活での改善点など、個々の状況にあったアドバイスやご相談を行うものです。

対 象：健康相談・・・県内 500 名程度	歯科口腔相談・・・県内 400 名程度
栄養相談・・・県内 600 名程度	ご長寿健康相談・・・県内 600 名程度

対象の方には事前にご案内を送付いたします。

竹の活用や竹林の管理、たけのこ生産について学びませんか？

「たけのこ生産^{ちくりんがっこう}竹林楽校」受講生の募集

●お問い合わせ 農林課 ☎0973-76-3804

地域の荒廃した竹林を再生し、たけのこの生産など有効に活用したいと考えている方を募集します。

1. 募集人員 40名（定員をオーバーした場合は選考）
2. 研修内容 たけのこ生産・竹林管理の知識、技術演習
3. 研修場所 大分県速見郡日出町、別府市、豊後高田市
4. 研 修 日 9月下旬、10月中旬、3月下旬 計3回
※内容・場所・研修日は、講師の都合や天候等により変更することがあります。
研修は現地集合です。
5. 募集期間 令和8年8月28日（金）まで
6. 申し込み 窓口またはEメールで「受講申込書」を提出
窓 口：大分県西部振興局林業・木材・椎茸班（☎0973-22-2665）
メール：a16060@pref.oita.lg.jp
※県庁ホームページにも受講申込書を掲載しています。
7. 費 用 受講料は無料ですが、研修場所までの交通費は各自負担です。
8. 実 施 者 大分県庁 林産振興室 椎茸振興班（☎097-506-3838）

今月号より、九重町が誇る農業の魅力にスポットを当てたシリーズ「農プラス+!」が始まります。
農業と向き合い、情熱を注ぐ生産者さんの想いや旬の恵みについてお届けします。

あんだち まこと
生産者: **安達 誠**さん(引治)

町内やお隣の小国町でブルーベリーを大規模に栽培している安達さんは2008年に脱サラし、「ビッグよりストロング!」を经营理念に農業を始めました。安達さんが栽培するブルーベリーは、農薬や化学肥料を使用せず、有機JAS認定を受けた安全安心なブルーベリーを全国に出荷しています。

また、有機農産物の生産、販売拡大を進める組織「おおいたの有機」のメンバーとして、ブルーベリーにとどまらず有機農業の推進のため精力的に活動しています。安達さんは「九重町といえばブルーベリーと言われるように頑張ってきた。これからもその気持ちを大事に栽培していきたい。」と話されました。

町内産のブルーベリーは「九重ふるさと館」で販売されています。この夏、愛情たっぷりに育った瑞々しいブルーベリーをぜひ手にとってみてください。



▲農園で働く皆さんと安達さん(右)



ブルーベリーの栽培、始めませんか?

九重町は九州有数のブルーベリー産地です。

そのブルーベリーを栽培してみませんか?今回、初心者向けの栽培講座をスタートします!

2~3本植えて、かわいい果実を味わったり、ジャムを作ったり、料理にも使ったり、健康な果実生活を始めませんか?

ブルーベリー栽培講座

- 開催日 令和8年9月8日(火) 14時~
- 集合場所 九重町役場 101 会議室
- 内容 ブルーベリー栽培の基礎・園地の視察
- 問合せ先 大分県西部振興局生産流通部園芸第2班
- 参加申込 メール又は電話で下記連絡先へご連絡下さい
- 申込締切 8月28日(金) まで
(メール:kusano-yoichiro@pref.oita.lg.jp) (☎0973-23-2217)
- 担当: 大分県西部振興局 園芸第2班 草野

農業者なら誰でも入れる「農業者年金」に加入して安心して豊かな老後を！

●お問い合わせ 九重町農業委員会 ☎0973-76-3805

●農業者年金へは次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

- ① 国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く）
- ② 年間60日以上農業に従事
- ③ 20歳以上60歳未満

※農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金（付加年金保険料月額400円）加入が必要です。

※農業者年金と国民年金基金（旧みどり年金を含む）及び個人型確定拠出年金（iDeCo）とは重複加入できませんのでご注意ください。

●積立方式だから自分がかけた金額は年金として生涯もらえます。

仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡一時金が遺族に支給されます。

●保険料はいつでも変更できます。

月額2万円を基本とし、6万7千円の間で、千円単位でいつでも額を変更することができます。

※35歳未満で一定の要件を満たす方は月額1万円から加入できます。

●税制面で大きな優遇措置があります。

支払った保険料は、全額社会保険料控除となり、所得税や住民税等の節税になります。

●一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

農業委員会からのお知らせ

【農地パトロール（利用状況調査）を実施します】

遊休農地等の実態把握と発生防止・解消、農地の違反転用発生防止対策として今年も町内全域の農地パトロールを実施します。実施期間は令和8年8月～10月です。

身分証をつけた農業委員・農地利用最適化推進委員が調査を行います。確認のため農地内に立ち入ることもありますが、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

【農地転用等についてのお願い】

農地の売買、農地を農地以外にすること、農地の形状などを変更して住宅や駐車場、植林、太陽光発電施設のように耕作目的以外に使用する農地転用を行うには、農地法に基づく手続きと許可が必要です。

農地法の許可を得ずに行った売買契約は無効となるほか、無断で農地を転用した場合は農地法の規定により罰則が適用されます。詳しくは、農業委員会までご相談ください。

防災士資格試験の受講者募集

●お問い合わせ 危機管理・防災安全課 ☎0973-76-3801

九重町では、地域防災力の強化を目的に「防災士」への助成を行っています。防災士になって地域の防災力を高めませんか？

防災士資格の研修・試験

- ▶開催日 10月31日(土)～11月1日(日)
- ▶場所 日田市役所 7階 大会議室
- ▶募集人員 10名程度
- ▶対象者 九重町に在住の方
- ▶受講料 自己負担なし ※町と県で全額負担します。
(昼食はご自身でご準備下さい。証明写真が2枚必要となります。)
- ▶申込期限 9月30日(水)まで
- ▶申込方法 受講を希望される方は、危機管理・防災安全課までご連絡ください。



もしもの火災に備えて消火器を設置しましょう

●お問い合わせ 危機管理・防災安全課 ☎0973-76-3801

火災は、早い発見と初期消火が被害を小さくします。家庭や事業所に消火器を備え、いざという時に使える状態にしておきましょう。

1

見える場所・取り出しやすい場所へ

玄関、台所の近く、事業所の出入口付近など、すぐ手に取れる場所に設置しましょう。

2

使用期限・圧力ゲージを確認

古い消火器や腐食した消火器は危険です。定期的に状態を確認し、期限内に交換しましょう。

3

使い方を家族・職場で共有

安全ピンを抜く、ホースを火元に向け、レバーを握る。避難を最優先に、無理はしないでください。



初期消火は「天井に火が届く前」までが目安です(火災発生後、1～2分以内)。
すぐに避難ができるよう、避難路(逃げ口)を背面にして初期消火を行います。
危険を感じたら、すぐに避難し119番通報してください。

九重町と大分県が連携して滞納整理を強化「滞納は許しません!」

●お問い合わせ 税務課 ☎0973-76-3803

九重町では「公平・公正な税の負担」と「まちづくりを進める上で重要な財源確保」のため、7月より大分県特別滞納整理室職員と日田市、由布市、玖珠町、九重町の4市町の職員が連携して滞納整理を行い、収納率の向上を目指しています。

納期内納付のお願いと滞納処分について

多くの町民の皆さんが納期内納付を守っている中で、督促及び催告に応じない滞納者や収入があるにもかかわらず少額の納付しかしない滞納者には、税の公平性を保ち、町民として負担の義務を果たしていただくため、不動産や預貯金・給与・売掛金等の差押えといった滞納処分を行います。

さらに「タイヤロック(車輪止め)」による自動車やバイクなどの差押えも実施しています。タイヤロック装着後も納税されない場合は、公売等により売却し、その売却代金を未納の税金に充てることになります。財産の差押えは法律で定められており、滞納者の意思にかかわらず行う強制処分です。

また、納期限を過ぎると延滞金が発生する場合がありますので、納期内納付をお願いします。

口座振替のご案内

税や保険料の納付には便利な口座振替(指定口座からの引き落とし)をご利用ください。

大分銀行、大分県農協、大分県信用組合、ゆうちょ銀行からの口座振替が可能です。

口座振替をご希望の場合は税務課までご連絡をお願いします。



▲大分県職員派遣・4市町相互併任辞令交付式



▲滞納対策のタイヤロック(車輪止め)

がん検診受けていますか？

●お問い合わせ 【がん検診・託児に関すること】 健康・子育て支援課 ☎0973-76-3838
【保険証・受診券に関すること】 地域共生支援課 ☎0973-76-3821

国民の2人に1人が“がん”になり、3人に1人が“がん”で亡くなっています。しかし、がん検診を受けることで、がんによる死亡を今よりも減らすことができます。

現在、国が推奨しているがん検診は、5つのがん検診（胃・肺・大腸・子宮頸・乳）です。これらの検診は、有効性（死亡を防ぐ効果）があることが科学的に証明されている検診です。まだ受けていない方は、がん検診を受けてみませんか。

【令和8年度巡回健診日程】

日程	場所	受付時間	胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん（マンモグラフィ）※1	乳房超音波検査（39歳以下）※2	託児※3
9月26日（土）	保健福祉センター	8:30～10:30	○	○	○
9月28日（月）			○	×	×
11月15日（日）			○	○	○
11月16日（月）			○	×	×

※1：土曜日・日曜日の乳がん・子宮頸がん検診は女性スタッフが対応します。

※2：乳房超音波検査（エコー）は先着30名のため予約優先です。

※3：託児を希望される方は、2週間前までにご予約ください。

▶特定（基本）健診、各種がん検診等を同時に受けることができます。

▶検診セットをお持ちでない方には、事前に健康・子育て支援課窓口で検診セットをお渡します。

▶大分県厚生連健康管理センターでも特定健診とがん検診を受けることができます。

（令和9年3月まで随時）

大分県厚生連健康管理センターの予約専用電話（☎0977-75-6154）または予約フォームより直接お申し込みください。

予約フォーム▶



9月24日～30日は結核・呼吸器感染症予防週間です

結核は過去の病気だと思いませんか？今でも全国で年間1万人以上の人々が新たに結核と診断され、1,500人以上が命を落としている重大な感染症です。大分県の新規結核患者数は増減を繰り返しながら推移しており、令和6年は116人、罹患率は全国で6番目に高くなっています。以下の症状がある場合には、早目に医療機関を受診しましょう。

☐咳や痰が2週間以上続く ☐微熱が続く ☐体重が急に減った

症状がない場合でも、胸部X線検査を受けることで早期発見につながります。特に65歳以上の方は、年に1回、結核検診の受診義務がありますので、町が行う健康診査の機会に胸部X線検査を受けましょう。

■お問い合わせ

西部保健所 地域保健課疾病・感染症対策班（☎0973-23-3133）

8月31日は野菜の日～まず野菜、もっと野菜～

●お問い合わせ 健康・子育て支援課 ☎0973-76-3838

健康寿命を延ばす3つの鍵のひとつに、「野菜摂取1日350g」があります。

大分県が、平成28年に実施した「県民健康意識行動調査」では、野菜摂取量は男性が各年代とも約70g、女性は20代が最も少なく92g不足しているという結果でした。

そこで、県では「まず野菜、もっと野菜」プロジェクトを立ち上げ、最初に野菜を食べること（まず野菜）、今より70g多く野菜を食べること（もっと野菜）の推進に取り組んでいます。

主食、野菜は毎食食べましょう！

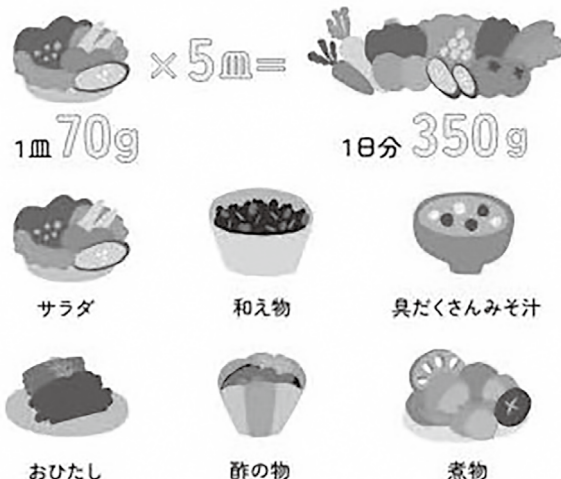
そのほかの食材は1日1回を目安に食べるようにしましょう！

「またくちにやさしいわ」で栄養のバランスをとろう



野菜350gを目標に！

☑ 野菜料理（1皿70g）を5皿食べましょう！



◀目指せ！健康寿命日本一おおい

Instagram

大分県における健康づくり情報等が発信されています。



◀大分県シルブプレ

cookpad

野菜を使った簡単で美味しいレシピをはじめ、うま塩(減塩)レシピ、大分県産食材を活用したレシピが紹介されています。

リチウムイオン電池の回収ボックスを設置します

●お問い合わせ 住民環境課 ☎0973-76-3802

スマートフォンやモバイルバッテリー、電子タバコなどに使われているリチウムイオン電池。捨て方に困っていませんか？7月から、庁舎内に専用回収BOXを設置しています。家庭で不要になったリチウムイオン電池を、ぜひお持ちください。



なぜ分別が必要なの？

リチウムイオン電池は、強い衝撃や圧力が加わると発火・爆発する危険があります。ごみ収集車やごみ処理施設での火災事故が全国でおきており、適切な分別・回収が必要です。

※適正管理のため来庁された際は住民環境課へお声がけください。



回収できるもの

- ▶ モバイルバッテリー
- ▶ スマートフォン・携帯電話
- ▶ 加熱式タバコ（電子タバコ）等
- ▶ デジタルカメラ
- ▶ 充電式の小型家電
- ※不明なものはお問い合わせください



ご協力をお願いします

正しい分別が、火災事故を防ぎ、限りある資源のリサイクルにつながります。みなさまのご協力をよろしくお願いします。

老人クラブで楽しく元気に交流しましょう！

●お問い合わせ 地域共生支援課 ☎0973-76-3821

現在、九重町老人クラブ連合会に加入し活動しているクラブは、飯田・野上地区に各1クラブ、東飯田地区に2クラブ、南山田地区に4クラブあり、町内全体で8クラブです。各クラブでは、健康づくりや支え合い活動、ボランティア活動などに取り組み、自らの生きがいを高めながら、みんなで楽しく交流しています。会員のみなさまが安心して活動できるよう、傷害保険にも加入できます。

加入を希望される方は、お住まいの地域の老人クラブまたは、九重町老人クラブ連合会事務局（九重町社会福祉協議会 ☎0973-76-2500）までお問合せください。



▲毎年恒例の郡老連体育大会の様子

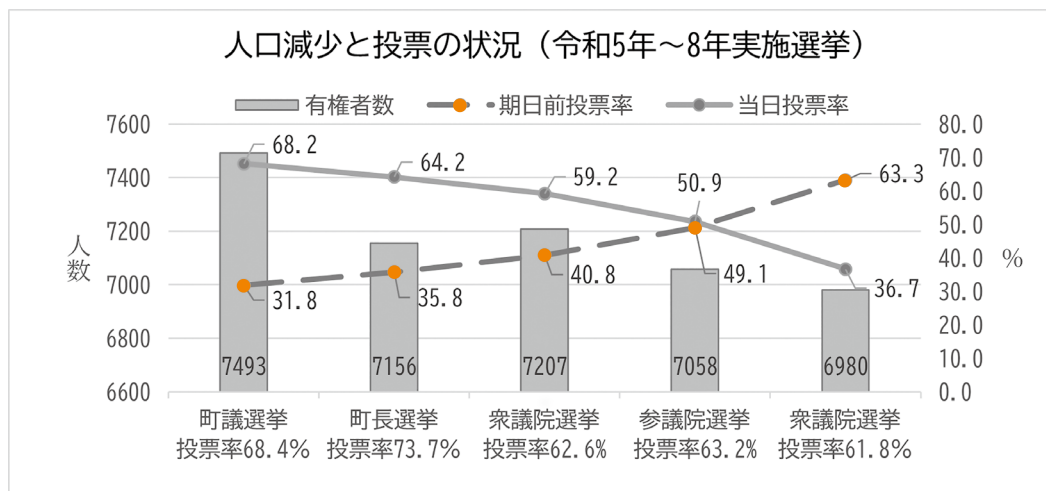
私たちの町と 選挙 第2回

人口減少と、これからの町の投票スタイル

●お問い合わせ 九重町選挙管理委員会 ☎0973-76-3825

7月号から皆さんと一緒に「私たちの町と選挙」について考えるシリーズを掲載しています。ご意見を交わしながら選挙について考えていきましょう。

今回は、私たちの町が直面している「人口減少」と「投票」についてデータを見ながら考えていきたいと思います。



人口減少に伴い、有権者数も減少しています。また、投票所の投票率の推移では、全体の投票率は大きく変わらないものの、当日投票は減少し、期日前投票所での投票は増加傾向となっています。

人口減少による影響として、各投票所の投票管理者や投票立会人などの確保も困難となっており、こうした状況の中で、有権者の皆さんが公平に安心して投票できる環境を維持するために、投票所の統廃合や投票時間などを含め、皆さんと一緒に考えていく必要があります。

ご意見募集！

九重町選挙管理委員会では、投票所の見直しを検討するにあたり、町民の皆さんのご意見を参考にしたいと考えております。回答フォーム・電話・窓口にてご意見を受け付けておりますのでお気軽にご連絡下さい。



▲回答フォーム

あなたの家は大丈夫？～土砂災害から命を守るために～

【日頃の備え】

おおいたけん ど しゃ さい がい
大分県では、土砂災害のおそれのある
くいき し
区域をお知らせしています。

おおいたけん
大分県のホームページ(QRコード①)や
しちょうそん さくせい
市町村が作成しているハザードマップで、
す ばしよ
まずは お住まいの場所が
ど しゃ さい がい けいかい く いき かくにん
土砂災害警戒区域か ご確認ください。



【早めの避難】

ど しゃ さい がい はつせい き けん ど おおいたけん
土砂災害発生の危険度を、大分県ホーム
ページ(QRコード②)で公開しています。

ど しゃ さい がい き けん ど たか
土砂災害の危険度が高まっていたら、
ど しゃ さい がい けいかい く いき そと あんぜん ばしよ
土砂災害警戒区域の外の安全な場所へ
はや ひなん
早めに避難してください。



大分県



町長コラム Vol.34

とびらをあけて

九重町長 日野 康志

短い梅雨が明け、大雨の被害も少なく一安心していたところ、真夏日や猛暑日が続くようになりました。県内でも40℃を超える「酷暑日」が観測され、夏の到来とともに熱中症で救急搬送される方も増えています。皆様におかれましては、こまめな水分補給や適切な冷房の利用を心がけ、周囲の人と声をかけ合いながら、熱中症対策に万全を期していただきますようお願いいたします。こうした中、7月28日の午後4時27分ごろ、熊本県で最大震度7の大地震が発生しました。震源地となった熊本県宇城市を中心に甚大な被害が発生し、九州各地でも震度4以上の揺れを観測しています。このコラムを書いている現在もまだ全容は分かりませんが、多くの方が亡くなり、行方不明や避

難を余儀なくされている状況です。これは決して他人事ではなく、自分たちにも起こりうることです。いざという時に支え合い、助け合える関係を築くためにも、日ごろからの「顔の見える関係」が不可欠だと考えています。デジタル技術が発達し、SNS等が普及した現在、お互いの顔を見て会話する機会が少なくなりつつあります。しかし、デジタル技術はあくまでも手段です。これらを上手に活用して新たな時間を生み出し、人と人とのつながりや、顔の見える関係を増やすことこそが大切なのではないのでしょうか。

さて、今年の九重町は夏から秋にかけて、祇園祭りや二十歳のつどい、九州高校駅伝大会といった恒例行事に加え、やまなみハイウェイのラン&ウォークや、全国草原サミット・シンポジウム in ここのえなど、多くのイベントが予定されています。こうした機会を通じて多くの町民が顔を合わせ、人と人とのつながりが増えることは、地域の絆を深め、支え合いの精神を育む絶好の機会となります。これからも人と人とのつながりを大切にし、互いに支え合いながら、人口が減少しても「九重町で暮らして良かった」と思える町を、皆さんと一緒に目指していきましょう。